

令和6年能登半島地震における 港湾の対応について

令和7年3月11日
国土交通省 港湾局

令和6年能登半島地震の被害状況

○1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により、北陸地方の29港のうち、能登半島地域を中心に22港で被害が発生。
○今回の地震では、岸壁自体の損傷に加え、ふ頭用地の沈下・液状化等、岸壁背後の被害も多く発生。



令和6年能登半島地震による港湾・港湾海岸の現況と対応方針

- 求められる港湾機能は応急復旧により一定程度確保。
- 金沢港、七尾港等の5港※¹において、国有港湾施設の災害復旧事業を実施。また、被災した施設の本格的な復旧工事を迅速に進めるため、輪島港、和倉港等の8港※²で、港湾管理者等の災害復旧事業の一部を国土交通省が代行。これら全ての港湾で本格的な復旧を実施中。
- これらの取組を通じて被災地の迅速な復旧・復興を進め、令和7年度末には被災前の取扱貨物量への回復を目指す。これによる経済活動の再生を通じて、地域全体のなりわいの再建に貢献。

※¹ 七尾港、輪島港、伏木富山港、金沢港、直江津港
 ※² 七尾港、輪島港、伏木富山港、飯田港、穴水港、宇出津港、小木港、和倉港

輪島港 (最大水深7.5m) 石川県管理

- ・マリンタウン岸壁(水深7.5m)は、水深6m程度の岸壁として運用。
- ・応急的な浚渫作業が完成した小型船舶だまりでは、R6.7よりもずく漁、R6.9より刺し網漁、R6.11より底引き漁が再開。

- ・R6.8より本格的な復旧工事に着工(県施工)。
- [短期] 生業再建を最優先とし、段階的に供用させながら、**直轄災 令和8年度中の可能な限り早期の完成を目指す。代行復旧**
- [中長期] 令和6年度末に「輪島港中長期復興プラン(案)」を策定予定



浚渫作業の状況 (R6.10)



地域の生業であるカニ漁の再開 (R6.11)

和倉港・和倉港海岸 (最大水深3.0m) 七尾市管理

- ・護岸復旧方針を策定(R6.9)。
- ・R6.12より本格的な復旧工事に着工。**代行復旧**
- ・和倉温泉の個々の旅館の営業再開スケジュールと歩調を合わせつつ、**令和8年度中の可能な限り早期の完成を目指す。**



現地着工の状況 (R6.12)

金沢港 (最大水深13.0m) 石川県管理

- ・現在、制限付きで利用している状態。
- ・R6.12より本格的な復旧工事に着工。
- ・令和7年度完成予定。

直轄災

穴水港 (最大水深4.0m) 石川県管理

- ・現在、制限付きで利用している状態。
- ・R6.10より、災害廃棄物の海上輸送を開始。
- ・R7.2より本格的な復旧工事に着手。
- ・令和7年度完成予定。

代行復旧

七尾港 (最大水深11.0m) 石川県管理

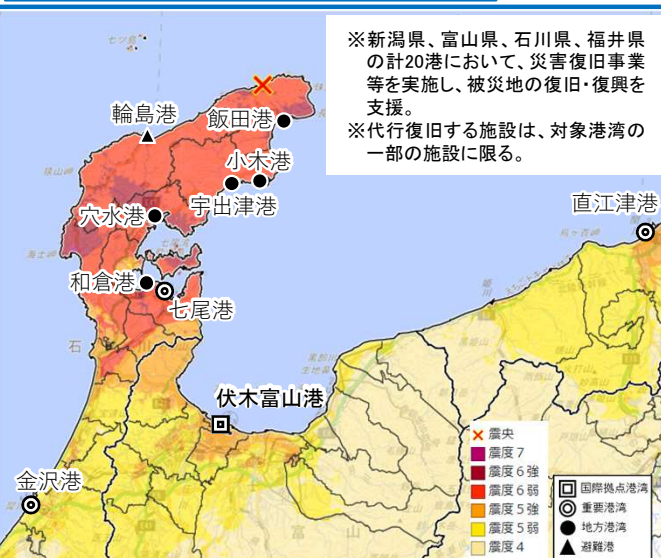
- ・現在、制限付きで利用している状態。
- ・R6.12月より、災害廃棄物の海上輸送を開始。
- ・R6.12より本格的な復旧工事に着工。
- ・令和7年度完成予定。

直轄災 代行復旧



大型木材船の入港 (R6.6)

※新潟県、富山県、石川県、福井県の計20港において、災害復旧事業等を実施し、被災地の復旧・復興を支援。
 ※代行復旧する施設は、対象港湾の一部の施設に限る。



宇出津港 (最大水深4.0m) 石川県管理

- ・現在、制限付きで利用している状態。
- ・R6.7より、災害廃棄物の海上輸送を開始。
- ・R6.12より本格的な復旧工事に着工。
- ・令和7年度完成予定。

代行復旧

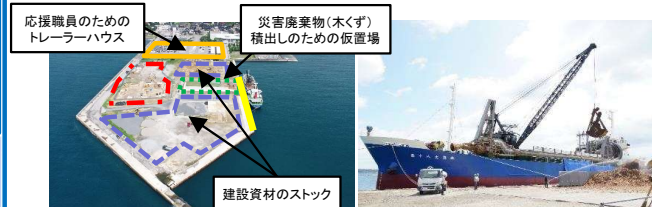
小木港 (最大水深5.0m) 石川県管理

- ・現在、制限付きで利用している状態。
- ・R7.2より本格的な復旧工事に着工。
- ・令和7年度完成予定。

代行復旧

飯田港・飯田港海岸 (最大水深5.5m) 石川県管理

- ・現在、制限付きで利用している状態。
- ・R6.7より、災害廃棄物の海上輸送を開始。



飯田港のふ頭用地の活用状況 災害廃棄物を輸送する船舶 (R6.7)

- ・R6.12より本格的な復旧工事に着工。
- ・令和7年度完成予定。

代行復旧

伏木富山港 (最大水深14.0m) 富山県管理

- ・一部の施設について、制限付きで利用している状態。
- ・R6.11より本格的な復旧工事に着工。
- ・令和7年度完成予定。

直轄災 代行復旧

直江津港 (最大水深13.0m) 新潟県管理

- ・岸壁の利用制限解除済み。
- ・R6.8より本格的な復旧工事に着工。
- ・R7.1に復旧完成。

直轄災

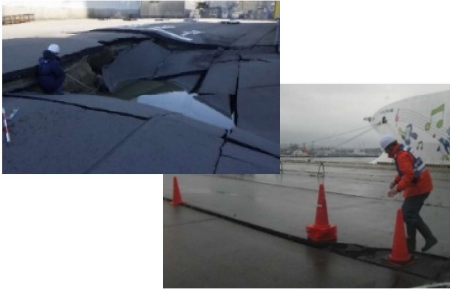
[凡例]

港湾名	港湾管理者名
被災した施設の現況	
本格復旧の現況・方針	

ハード面の施策

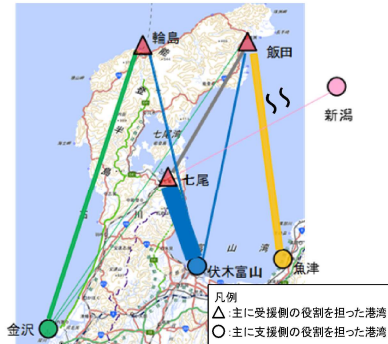
教訓

①岸壁背後の被災状況



岸壁本体の損傷に加え、岸壁背後の沈下・液状化により支援活動に制限。

②港湾間の支援船の動き



※線の太さは往来隻数を表す

支援船は、能登半島地域近傍の港湾で補給等を行い、被災地の港湾との間を往復。

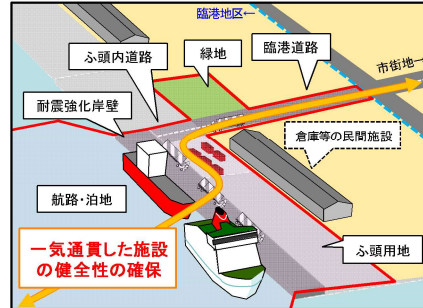
③応急復旧の事例



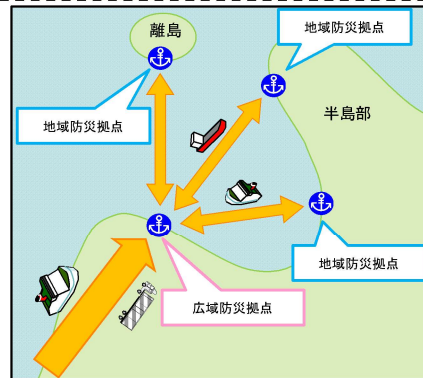
隣接駐車場の路盤材を砕石として流用することで、早期に応急復旧

岸壁への車両アクセス経路確保等のため、沈下した岸壁背後を砕石により埋め戻し。

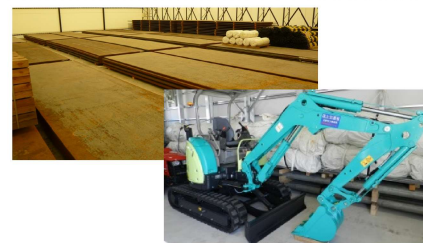
今後の対応



耐震強化岸壁に加え、臨港道路、背後用地、航路・泊地等、一気通貫した施設の健全性を確保した防災拠点を形成。



支援側の役割も想定した広域防災拠点と、被災地至近の地域防災拠点により海上支援ネットワークを形成。

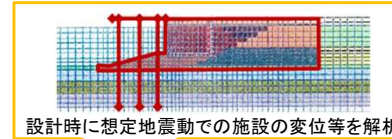


砕石・敷鉄板やバックホウ等、復旧に必要な資機材をあらかじめ備えておくことで、迅速な応急復旧を実現。

ソフト面の施策

教訓

④岸壁の利用可否判断の事例



事例	事前の解析結果と現地での簡易な計測を照合	即日で判断
事例①		
事例	潜水等現地での詳細調査や施設の解析を実施	約2週間で判断
事例②		

支援船等の運航のため岸壁の利用可否判断が求められたが、施設の設計時の図書の有無により利用可否判断に要する時間に大幅な差。

⑤国による一部管理に関する関係者からの声

- ・受援側となった能登半島地域では、国による調整で円滑な輸送ができた。(支援船運航者)
- ・支援側となった金沢港などでは、支援船同士の調整を運航者が行う必要があり、入港まで時間を要した。(支援船運航者)
- ・支援船の運航者が多岐に渡るため、国で一元的に対応してもらいたい。(港湾管理者)
- ・支援側港湾においても輻輳が発生したが、被災が比較的軽微であったため、国への一部管理の要請は不可能と思い込んでいた。(港湾管理者)

港湾法に基づく一部管理の実施により円滑な被災地支援に貢献。一方、支援側港湾では国による一部管理は未実施。

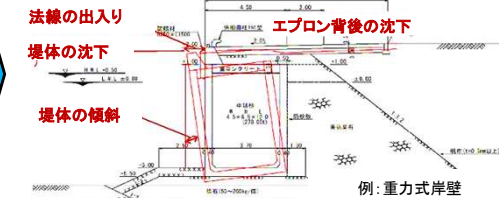
⑥民間のリソースの活用事例



プッシュ型支援等による支援物資の仮置き場が不足し、空きスペースのあった民間のテナント倉庫を活用。

今後の対応

変状計測を自動化 情報共有ツールを用いて遠隔地で利用可否判断



施設の変状計測の自動化・遠隔化や、解析結果等必要な情報の共有ツールの活用により、施設の利用可否判断を迅速化。

港湾	高松	1/3 (水)	1/4 (木)	1/5 (金)	1/6 (土)	1/7 (日)	1/8 (月)	1/9 (火)	1/10 (水)	1/11 (木)	1/12 (金)
輪島港	マリンタウン		支援船								
飯田港	4.5m		支援船								
七尾港	支援船										
大田3号											

支援側港湾の管理者への情報提供により、国による一部管理等を通じて支援活動を円滑化。

港湾管理者
地方自治体

民間企業等

災害時に活用が想定される港湾施設を有する民間企業等との協定締結により、発災後のスムーズな民間リソースの活用を可能に。

港湾におけるBCP策定ガイドライン検討委員会

委員名簿

小野 憲司

京都大学経営管理大学院 客員教授

◎ 多々納 裕一

京都大学防災研究所 教授

富田 孝史

名古屋大学減災連携研究センター 教授

花田 祥一

和歌山県県土整備部港湾空港局 局長

濱口 信彦

新潟県交通政策局 副局長

原 忠

高知大学教育研究部自然科学系 教授

馬場 芳

鳥取大学地域学部地域学科 准教授

◎:委員長
(50音順、敬称略)

令和6年12月18日

第1回委員会

- 委員会の全体方針・スケジュールとガイドラインの検討の方向性
- 能登半島地震における港湾の対応・その他の防災に係る動向



令和7年2月6日

第2回委員会

- ガイドライン(素案)



令和7年3月10日

第3回委員会

- ガイドライン(案)



令和7年度～

- 港湾BCP策定ガイドライン(改訂版)・広域港湾BCP策定ガイドラインの公表
- 各地域において港湾BCPの見直し・広域港湾BCPの策定に向けた検討を実施